

(参 考)

境港市営墓地条例（抜粋）

（墓碑等の設置の届出）

第10条 使用者は、使用地に墓碑その他の工作物（以下「墓碑等」という。）を設置しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 夕日ヶ丘メモリアルパークにおいては、墓碑等を別表第3で定める基準に従い、設置しなければならない。

別表第3（第10条関係）

区 分	通路面から最高部までの高さ
墓碑及びこれに類するもの	2.0メートル以内
囲 障	0.5メートル以内